**西会津町**

**男女共同参画計画**

（令和２年度～７年度）

令和２年３月

西会津町

目　　次

第1章　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・１

　　　１　背景

　　　２　計画の位置づけ

　　　３　計画の期間

第２章　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・２

第３章　計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・３

　　　１　計画の体系

　　　２　具体的な内容

　　　　基本目標Ⅰ　お互いを尊重し合う男女平等の意識づくり

①男女共同参画意識の啓発

②男女共同参画を推進する教育・学習の充実

　　　　基本目標Ⅱ　みんなで参加するまちづくりの推進

①あらゆる分野における政策・方針決定の場への参加促進

　　　　基本目標Ⅲ　ワーク・ライフ・バランスの推進

①ワーク・ライフ・バランスに向けた環境の整備

②男女がともに働きやすい職場環境の推進・整備

　　　　基本目標Ⅳ　みんなが安心して暮らせる社会づくり

　　　　　　①ＤＶ防止などの啓発及び相談支援体制の充実

　　　　　　②福祉・介護サービスの充実

第４章　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・６

　　　１　計画の推進

　　　２　行政、関係機関・団体、企業との連携

【参考】　男女共同参画・女性の活躍促進に関する

アンケート調査結果

**第１章　計画策定の趣旨**

１　背景

国では、平成１１年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会形成に向けた取組を進めてきました。また、平成１２年１２月には「男女共同参画基本計画」が策定され、現在は「第４次男女共同参画基本計画」において、女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の躍進」を計画全体の横断的視点として冒頭に位置づけ、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策の充実を図ることとしています。

県では、平成１３年１月に、県内の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる「福島県男女共生センター」（二本松市）を開設しました。同年３月には「ふくしま男女共同参画プラン」が策定され、県内における男女共同参画社会の実現に向けて、一層の推進が図られました。これを機に、県内の各市町村においても男女共同参画計画の策定や、関連事業の実施・展開が推進されてきました。

町においては、平成２０年４月から施行された「西会津町まちづくり基本条例」の基本原則の１つとして男女共同参画が位置づけられていましたが、計画の策定や、具体的な事業実施には至っておりませんでした。その後、令和元年度よりスタートした「第４次西会津町総合計画」の具体的な取り組みとして、男女共同参画社会の推進が盛り込まれました。これは、協働のまちづくりをすすめるために、男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、性別にかかわりなく個性や能力を発揮することができる社会の実現に向け、家庭や学校、企業、地域などであらゆる機会を捉え、男女共同参画の意識づくりや環境づくりに取り組むことを目標としています。

このことから、男女が性別にかかわらず、さまざまな分野で活躍できる男女共同参画社会の実現を目指すため、「西会津町男女共同参画計画」を策定します。

２　計画の位置づけ

本計画は、「西会津町まちづくり基本条例」に基づき、男女がお互いを尊重し、性別にかかわりなく個性や能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すための基本的指針として策定するものとします。

３　計画の期間

　　令和２年度～令和７年度（６ヵ年）

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

１

**第２章　基本目標**

　町では、町内における男女平等意識の促進と、家庭生活や職場、様々な審議会や委員会などの町づくりにおけるさらなる女性の参加・活躍が課題となっています。男女がお互いを尊重し、性別にかかわりなく個性や能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、４つの基本目標に基づいて、男女共同参画社会の推進を図ります。

**Ⅰ　お互いを尊重しあう男女平等の意識づくり**

**Ⅱ　みんなで参加するまちづくりの推進**

**Ⅲ　ワーク・ライフ・バランスの推進**

**Ⅳ　みんなが安心して暮らせる社会づくり**

２

**第３章　計画の内容**

　町では、４つの基本目標ごとに、男女共同参画社会の実現に向けて以下のような施策に取り組んでいきます。

１　計画の体系

**西会津町男女共同参画計画**

３

２　具体的な内容

**基本目標Ⅰ**　**お互いを尊重しあう男女平等の意識づくり**

**（１）男女共同参画意識の啓発**

男女がお互いを尊重し合い、あらゆる分野で性別にかかわらず活躍し、喜び

や責任を分かち合うことができる「男女共同参画社会」を実現するためには、

それぞれの個性や能力を理解し、認め合うことが重要です。町では、様々な機

会をとおして男女共同参画意識を高める啓発・広報活動を積極的に行います。

**①男女共同参画意識の普及啓発**

**②各関係機関等との連携による啓発活動**

**（２）男女共同参画を推進する教育・学習の充実**

　　男女共同参画を進めていくためには、あらゆる機会を通じて情報や学習機会

を提供し、生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成するこ

とが重要です。家庭教育・学校教育全体を通じて、男女共同参画意識の浸透を

図るため、学習機会の充実を図ります。

**①学校教育、生涯学習など様々な場を通じた啓発活動**

**②固定的な性別役割分担意識の解消、男女共生意識の浸透**

**基本目標Ⅱ**　**みんなで参加するまちづくりの推進**

**（１）あらゆる分野における政策・方針決定の場への参加促進**

男女共同参画社会の実現には、男性と女性が同等に政策・方針決定の場に参

加することが重要です。これによって多様な視点や価値観、新たな発想が反映

されることで、よりよい社会を築くことができます。

しかし、町では、審議会等の委員や委員会などの委員の女性の割合は低く、

若い世代の参加も少ないため、男女共に参画できる体制づくりに努めます。

**①各種審議会等への女性登用と意志決定過程への女性参加促進**

**②女性の能力向上やリーダーの育成**

４

**基本目標Ⅲ**　**ワーク・ライフ・バランスの推進**

**（１）ワーク・ライフ・バランスに向けた環境の整備**

　　一人ひとりが、自分らしくいきいきと生きるためには、ライフステージに応

じて多様な生き方が選択・実現できる社会を形成することが必要であることか

ら、男女が共に仕事と家事、育児、介護などの家庭生活及び地域生活の均衡を

図り、生涯を通じて充実した生活が送ることができるような意識の醸成、仕事

と家庭の両立支援を進めます。

**①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方の普及**

**（２）男女がともに働きやすい職場環境の推進・整備**

仕事と生活の調和の推進を図るため、育児、介護休業が取得できる環境づく

りを推進するとともに、仕事と育児、介護の両立のため、子育て支援及び介護

支援の充実を図ります。

**①育児・介護にかかる環境づくりの推進**

**基本目標Ⅳ**　**みんなが安心して暮らせる社会づくり**

1. **DV防止などの啓発及び相談支援体制の充実**

DV（配偶者等からの暴力）は社会的問題となっており、特に男性から女性

に対してのＤＶが顕著で、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

男女がお互いを尊重しつつ喜びや責任を分かち合う社会を実現するうえで、

克服すべき重要な課題であり、DVを含む男女間のあらゆる暴力の根絶に向け

て、意識啓発と相談支援体制の充実を図ります。

**①DV防止に関する啓発**

**②相談支援体制の整備・充実**

**（２）福祉・介護サービスの充実**

少子高齢化の進行に伴い高齢者世帯が増加し、高齢者夫婦間では妻が夫の介

護をする期間や、平均寿命の差から単身で老後を過ごす期間が長い傾向にある

ことなどから、それを支える社会資源の充実が求められています。だれもが地

域社会で安心した生活が送れるよう、福祉・介護サービスの充実に努めます。

**①福祉・介護サービスの充実**

５

**第４章　計画の推進**

１　計画の推進

男女共同参画社会の実現を進めるため、行政が中心になって関連施策を展開することはもとより、すべての町民、家庭、地域、職場などがそれぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切であり、相互に理解を深めながら、基本目標を計画的に推進していく必要があります。

２　行政、関係機関・団体、企業との連携

町においては、庁内の職員一人ひとりが男女共同参画の理念を認識することに努め、推進体制を明確にすると共に、庁内での連携を図っていきます。

また、男女共同参画の推進を図るため、積極的に広報・啓発活動を実施し、関係機関・団体、企業との連携及び協力体制づくりに努めます。

６